

社会福祉士養成課程の現状

社会福祉士養成施設養成課程（カリキュラム）と社会福祉士試験 受験資格取得に必要な指定科目及び社会福祉士試験科目比較表

社会福祉士養成施設 養成課程	時間数	法第7条第1号 (指定科目)	法第7条第2号 (基礎科目)	社会福祉士試験科目
社会福祉原論	60	社会福祉原論	社会福祉原論	社会福祉原論
老人福祉論	60	老人福祉論	老人福祉論	老人福祉論
障害者福祉論	60	障害者福祉論	障害者福祉論	障害者福祉論
児童福祉論	60	児童福祉論	児童福祉論	児童福祉論
社会保障論	60	左の3科目のうち、1科目	左の3科目のうち、1科目	社会保障論
公的扶助論	30			公的扶助論
地域福祉論	30			地域福祉論
社会福祉援助技術論	120	社会福祉援助技術論	—	社会福祉援助技術
社会福祉援助技術演習	120	社会福祉援助技術演習	—	—
社会福祉援助技術現場実習	180	社会福祉援助技術現場実習	—	—
社会福祉援助技術現場実習指導	90	社会福祉援助技術現場実習指導	—	—
心理学	30	左の3科目のうち、1科目	左の3科目のうち、1科目	心理学
社会学	30			社会学
法学	30			法学
医学一般	60	医学一般	—	医学一般
介護概論	30	介護概論	—	介護概論
合計（16科目） （下段は短期養成課程 の時間数（6科目））	1,050 600	時間数（単位数）及び シラバスの規定なし	時間数（単位数）及び シラバスの規定なし	・13科目 ・出題数150問 ・試験時間240分

社会福祉援助技術現場実習等の現状

社会福祉援助技術現場実習

- ①厚生労働大臣が定める施設や機関等における180時間以上の実習
- ②実習指導者による指導(3年以上の実務経験のある社会福祉士等)

社会福祉援助技術現場実習指導

- ①実習施設との連携の下の実習計画の作成
- ②実習前後に90時間以上の実習指導
- ③週1回以上の定期的巡回指導

社会福祉援助技術演習

実習前後の演習による学習

- ・これらの科目は、社会福祉士試験の試験科目となっていない。
- ・上記の事項については、福祉系大学等ルートには適用されていない。

実習施設等の範囲

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年十二月十五日厚生省告示第二百三号）

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び指定医療機関
- 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院及び診療所
- 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター
- 四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設及び授産施設
- 五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
- 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 七 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- 八 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター並びに老人デイサービス事業
- 九 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子福祉センター
- 十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター
- 十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十二 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下同じ。)のうち同法に規定する児童デイサービス及び障害者デイサービスを行う事業
- 十三 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第二号に規定する便宜又は障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設

実習指導者の要件

社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について
(昭和63年1月14日社庶第3号)(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

別添1

社会福祉士養成施設等指導要領

8 実習に関する事項

(2) 実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。

ア 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者

イ 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、
知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上
相談援助業務に従事した経験のある者

ウ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修
課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者